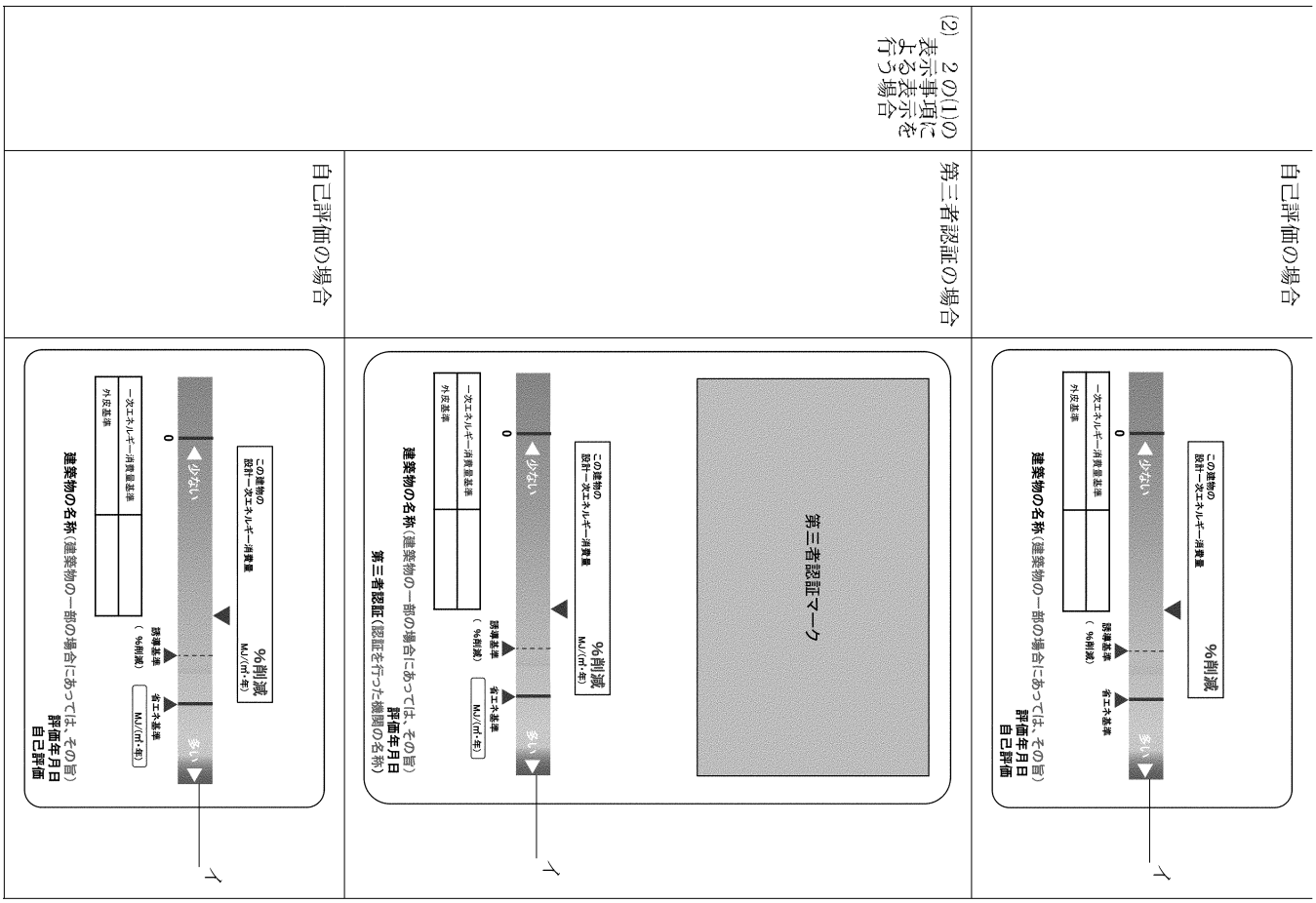


備考　ラベルの欄中イの部分の色は、左端部において緑色、右端部において赤色となるよう色の変化が行われたものとする。

○東北地方整備局告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議を変更したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

平成十七年東北地方整備局告示第九十八号を平成二十八年三月三十一日をもって次のように改正する。

第一項を次のように改める。

一般国道　四号　岩沼市未広一丁目地先から仙台市太白区中田五丁目地先まで

一般国道　六号　いわき市勿来町九面地先から同市常磐上矢田町地先まで

いわき市平下神谷地先から宮城県亘理郡亘理町字倉庭地先まで

○中部地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
三島市山中新田字願合寺山三七三番一から同市山中新田字願合寺山三七三番二まで	前	一四・二三～四一・八二メートル
	後	一一・三一～三七・四九メートル
(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所		〇〇・一五六キロメートル

○中部地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	三島市山中新田字願合寺山三七五番一から同市山中新田字鳶巣一三三番一まで	中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十二日十五時

○中部地方整備局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	関市下有知字下中野六四五三番一六から同市下有知字新長畑一三〇七番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十一日